景観法

平成十六年六月十八日号外法律第百十号 〔農林水産・国土交通・環境大臣署名〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、 その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。 (地方公共団体の責務)
- 第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

景観法運用指針

景観法の運用に当たっての基本的考え方

- 1 景観行政団体
- (1) 基本的考え方

法においては、地域における景観行政を担う主体として、「景観行政団体」という概念を設けている。良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。

しかしながら、これまでの景観行政が、都道府県、市町村それぞれの自主的な条例に基づいて行われてきたという実態、市町村の中にはその組織、体制等から景観行政を担うことが難しいものもあるという実態を踏まえ、都道府県、市町村ともに景観行政を担い得るとした上で、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが景観行政団体として、景観行政を一元的に担うこととしたものである。

三重県景観づくり条例

平成十九年十月二十日 三重県条例第六十六号

(責務)

- **第三条** 県は、市町と連携し、広域的な見地から景観づくりに関する施策を実施する ものとする。
- 2 県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに 関する施策を実施できるよう情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものと する。
- 3 県民等は、景観づくりに関する理解を深め、自ら景観づくりを実践するとともに、 県又は市町が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

景観法の必要性

地方公共団体の取組

〇 500弱(平成15年当時)の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定するなど、 地方公共団体において積極的に景観の整備・保全の取組みを行っている。

取組の限界

- 〇 景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立
- 自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界⇒ 景観をめぐる訴訟の提起
- 地方公共団体による自主的取組みに対する、国としての税・財政上の支援が不十分

「美しい国づくり政策大綱」(平成15年7月国土交通省)

「観光立国行動計画」 (平成15年7月観光立国関係閣僚会議) 全国景観会議や景観形成推進協議会等による 要望

「『都市景観の日』中央行事2003年宣言」

必 要 性

- 景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、</br>
 - ・ 景観を整備・保全するための基本理念の明確化
 - 国民・事業者・行政の責務の明確化
 - 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
 - 景観形成のための支援措置の創設 等

により、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要

基本理念

良好な景観は、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなくてはならない

良好な景観は、<u>適正な制限の下に</u>これらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければはならない

地域において積み重ねられてきた 暮らしやコミュニティ等 人々の生活や経済活動等に支障をきた すような過度の制限ではないこと

良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの<u>地域の個性及び特色の伸長に資するよ</u>う、その多様な形成が図られなくてはならない

画一的な整備を行うのではなく

食好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであることから、 観光等の地域間の交流の観点からも、美しい景観づくりに大きな期待

良好な景観は、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、<u>新たに良好な景観を創出する</u>ことを含むものであることを旨として、行われなければならない

大規模な土地利用の転換を図るべき地区における再開発事業や、シンボルロード、駅周辺整備等の地域の顔を創出し、再整備する事業、住商混在の既成市街地等における地域再生の取組等

責務

<u>住民</u>

基本理念にのっとり、良好な景観の形成に 関する理解を深め、良好な景観の形成に積 極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又 は地方公共団体が実施する良好な景観の形 成に関する施策に協力しなければならない。

<u>地方公共団体</u>

基本理念にのっとり、良好な景観の 形成の促進に関し、国との適切な役 割分担を踏まえて、その区域の自然 的社会的諸条件に応じた施策を策定 し、及び実施する責務を有する。

事業者

基本理念にのっとり、土地の利用等の 事業活動に関し、良好な景観の形成に 自ら努めるとともに、国又は地方公共団 体が実施する良好な景観の形成に関す る施策に協力しなければならない。

玉

- ・基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ・良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及 等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深める よう努めなければならない。

景観行政団体

景観行政を一元化し、やる気のある市町村が景観行政の担い手となるように措置

「景観行政団体」とは、景観行政を担う主体 政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、 その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能

【運用指針】

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係 地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効



基礎的自治体である市町 村が中心的な役割を担うこ とが望ましい。

これまで、実態として都道府県、市町村がそれぞれに取組を推進 市町村の体制等が十分でない場合もある

都道府県、市町村ともに景観行政を担い得るとした上で、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが景観行政団体として、景観行政を一元的に担うこととした

その他の市町村が景観行政団体になるために必要な手続

- ○都道府県との協議・同意
- ○景観行政団体となる日の30日前までに公示(法第7条7項)

<公示する事項>

- ・景観行政団体になる旨
- 景観行政団体になる日

景観計画

景観計画とは、景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

良好な景観の形成に関する事項を<u>横断的かつ一体的に定めることが可能</u>

また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の景観法に基づく措置は、景観計画区域内を対象

【景観計画に定める事項】

必須事項

- 〇 景観計画区域
- 〇 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 〇 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

選択事項

- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 (当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる 建造物又は樹木がある場合に限る。)
- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に 関する行為の制限に関する事項
- 〇 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 〇 景観重要公共施設の占用等の基準
- 〇 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

○景観計画の図書

土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、 景観行政団体が定める方法により表示する 図面

(※原則として縮尺2,500分の1程度)

景観は、建築物、工作物のみならず、屋外 広告物、公共施設、農地、森林、自然公園 等の様々な事物が横断的にかかわってなさ れるもの



良好な景観の形成の推進のためには、これらの全てを**景観計画において一体的に位置**付け、調和のとれた推進を図ることが有効

景観行政団体の状況(平成23年6月1日現在)

全国の状況

512団体が景観行政団体になっている。

内訳:都道府県47、政令市19、中核市41、

その他の市町村405

三重県の状況

29市町のうち、7市が景観行政団体になっている。

内訳:四日市市、鈴鹿市、伊賀市、松阪市、伊勢市、

桑名市、亀山市、三重県

今後、津市、志摩市、名張市、鳥羽市が、 景観行政団体になる意向を示している。

三重県景観づくり条例

平成19年10月20日公布·一部施行

平成20年4月1日全面施行

【目的】

景観づくりに関し、県及び県民等の責務並びに県と市町との連携を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、新たなまちづくり活動等を通じて潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

【県、県民等の責務】

県は、市町と連携し、広域的な見地から景観づくりに関する施策を実施する。 県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づく りに関する施策を実施できるよう支援を行う。

県民等は、景観づくりに関する理解を深め、自ら景観づくりを実践するとともに、県又は市町が実施する景観づくりに関する施策に協力する。

三重県景観計画

- ・三重県景観計画は、「景観法」及び「三重県景観 づくり条例」の規定に基づき、策定しました。
- 平成19年12月4日告示(公表)
- 平成20年4月1日発効

県の推進方策

地域が主体となる景観づくりに向けた支援 市町への支援、県民への普及啓発 良好な景観づくりのための制度や手法の活用 景観法に基づく規制誘導 ほか 公共事業等における良好な景観づくりの推進